

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社 八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 酒井 勲
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（3352）2271（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03（3352）2295
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社 八千代銀行 大和支店 （神奈川県大和市大和南一丁目4番4号）
	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度 第1四半期連結 累計期間	平成26年度 第1四半期連結 累計期間	平成25年度
		(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 6月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 6月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
経常収益	百万円	12,556	10,105	41,185
経常利益	百万円	3,701	1,866	8,327
四半期純利益	百万円	2,297	1,167	
当期純利益	百万円			6,366
四半期包括利益	百万円	2,294	1,884	
包括利益	百万円			3,776
純資産額	百万円	95,315	101,956	100,110
総資産額	百万円	2,226,473	2,267,043	2,207,664
1株当たり四半期純利益金額	円	155.15	78.60	
1株当たり当期純利益金額	円			429.43
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	126.13	73.18	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円			384.96
自己資本比率	%	4.27	4.49	4.53

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第1四半期連結累計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当行と株式会社東京都民銀行（頭取 柿崎 昭裕 以下、「東京都民銀行」といい、当行と東京都民銀行を総称して「両行」といいます。）は、平成26年5月2日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成26年10月1日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

本株式移転計画については、平成26年6月27日に開催された両行の定時株主総会（東京都民銀行においては株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会も併せて開催）において、承認されております。

なお、本株式移転による経営統合の経緯・目的等の内容は以下のとおりです。

1. 本株式移転による経営統合の経緯・目的

（1）経営統合の経緯

両行はそれぞれが首都東京に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで安定的な収益基盤の構築を図ってきた一方で、平成12年に「業務協力の検討に関する覚書」を締結し、以来、ATM提携、メール便共載等を実施してきた他、近年では取引先商談会を共催する等、真摯にスピード感を持って課題解決に取り組める信頼関係を長年にわたり築いてまいりました。

他方、首都圏におけるこれからの地域金融を巡る経営環境は、事業所数の減少や少子高齢化が進展する中で人口が減少する時期が近い将来到来することに加え、従来から大手行等との競合が激しい市場において、地方の地域銀行による首都圏への本格的な進出の動きが強まる等、競争ステージの変化等により、ますます厳しさを増していくことが想定されます。このような環境下において、両行が地域金融の担い手として一層真価を発揮しながら地域経済の発展に貢献していくためには、規模・質の両面で存在感を発揮できる磐石な経営基盤を確立していくことが重要な経営課題となっております。

そのような中、両行は従来からの業務協力関係を発展させ、両行の経営資源を結集し、首都東京に基盤を置く新たな地域金融グループ（以下、「新金融グループ」といいます。）を形成することが、両行が地盤とする東京都及び神奈川県北東部における地域金融機能の強化に資する有力な経営上の選択肢であるとの共通認識となり、経営統合につき最終的な合意に至りました。

（2）経営統合の目的

両行は、企業価値を最大化する観点から、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果を早期に発揮するために、株式移転による共同持株会社を設立する方式を選択しました。新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等の企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献してまいります。

2. 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

（1）本株式移転の方法

両行の株主さまが保有する両行の株式を、平成26年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主さまに対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定であります。但し、今後の適用法令等の検討を踏まえ、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	八千代銀行	東京都民銀行
株式移転比率	1	0.37

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、東京都民銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.37株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両行の株主さまに交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主さまに対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：29,225,724株

上記は、当行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(15,522,991株)及び東京都民銀行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(40,050,527株)を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の平成26年3月31日時点における自己株式数(657,846株)及び東京都民銀行の平成26年3月31日時点における自己株式数(1,238,150株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は東京都民銀行の株主さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成26年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

3. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記2.(2)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当行は野村證券株式会社(以下、「野村證券」といいます。)を、また東京都民銀行はみずほ証券株式会社(以下、「みずほ証券」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関に任命のうえ、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成26年5月2日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称並びに両行との関係

当行の第三者算定機関である野村證券及び東京都民銀行の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村證券を、また東京都民銀行はみずほ証券を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式移転比率算定書を取得いたしました。

野村證券は、両行の普通株式の株式移転比率について、両行が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法(以下、「DDM法」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。各手

法における算定結果は以下のとおりであります。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	0.382 ~ 0.387
2	類似会社比較法	0.328 ~ 0.503
3	D D M法	0.317 ~ 0.383

市場株価平均法については、平成26年5月1日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値、平成26年4月24日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成26年4月2日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成26年2月3日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成25年11月5日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率算定は、平成26年5月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、野村證券がD D M法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

みずほ証券は、両行の財務状況、両行の普通株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、両行の普通株式の株式比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、両行と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に両行について将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるD D M法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.381 ~ 0.387
2	類似企業比較法	0.338 ~ 0.443
3	D D M法	0.353 ~ 0.431

なお、市場株価基準法では、平成26年5月1日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における両行それぞれの普通株式の算定基準日の出来高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）を算定基準日から遡る1週間のVWAP、同1ヶ月間のVWAP、同3ヶ月間のVWAP、同6ヶ月間のVWAPを採用しております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両行の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両行の財務見通しについては、両行により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備又は作成されたものであることを前提としております。みずほ証券は、当行及び東京都民銀行各行の財務見通しの正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

なお、みずほ証券は東京都民銀行から、両行各々の財務見通しの提供を受け、これをD D M法による分析の基礎としております。みずほ証券がD D M法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、このうち東京都民銀行の将来の利益計画については、足許の経済環境を背景とした役務取引等利益等の収益の積み上げ、継続的なコスト削減施策の推進及び与信費用の

安定推移見通し等により、業績は堅調に推移することを見込んでおります。平成27年度においては、これに加えて退職給付会計導入時に発生した会計基準変更時差異の償却の終了等の影響もあり、対前年度比較において、経常利益及び当期純利益が3割をやや上回る大幅な増益を見込んでおります。一方、当行の将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

ウ．共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成26年10月1日を予定しております。また、両行は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成26年9月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

エ．公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

() 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として東京都民銀行との交渉・協議を行い、上記2.(2)に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成26年5月2日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、当行は野村證券から平成26年5月2日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

() 独立した法律事務所からの助言

当行は、当行の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、東京都民銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

() 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東京都民銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。東京都民銀行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として当行との交渉・協議を行い、上記2.(2)に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成26年5月2日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、東京都民銀行は大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)から平成26年5月1日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する前提条件等については別紙1をご参照ください。大和証券は、両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

() 独立した法律事務所からの助言

東京都民銀行は、東京都民銀行の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、東京都民銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

4. 株式移転により新たに設立する会社（共同持株会社）の概要

(1) 商号	株式会社東京TYフィナンシャルグループ (英文表示: Tokyo TY Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務
(3) 本店所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
(4) 代表者及び役員の就任予定	<p>代表取締役会長 酒井 勲 (現 八千代銀行 取締役頭取)</p> <p>代表取締役社長 柿崎 昭裕 (現 東京都民銀行 取締役頭取)</p> <p>取締役 小林 功 (現 東京都民銀行 相談役)</p> <p>取締役 高橋 一之 (現 八千代銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 田原 宏和 (現 八千代銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 坂本 隆 (現 東京都民銀行 取締役副頭取)</p> <p>取締役 味岡 桂三 (現 東京都民銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 健二 (現 八千代銀行 常務取締役)</p> <p>取締役 佐藤 明夫 (前 東京都民銀行 社外監査役)</p> <p>取締役 三浦 隆治 (現 八千代銀行 社外取締役)</p> <p>監査役 多田 和則 (前 八千代銀行 監査役)</p> <p>監査役 片山 寧彦 (前 東京都民銀行 監査役)</p> <p>監査役 稲葉 喜子 (現 八千代銀行 社外監査役)</p> <p>監査役 東道 佳代 (現 光和総合法律事務所 弁護士 職務上の氏名 黒澤 佳代)</p> <p>補欠監査役 遠藤 賢治 (現 遠藤法律事務所 弁護士)</p> <p>(監査役 稲葉 喜子の補欠監査役)</p> <p>補欠監査役 宮村 百合子 (現 辻・本郷税理士法人 税理士)</p> <p>(監査役 東道 佳代の補欠監査役)</p> <p>(注1) 取締役佐藤 明夫、三浦 隆治は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2) 監査役稲葉 喜子、東道 佳代は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
(5) 資本金	20,000百万円
(6) 資本準備金	5,000百万円

別紙1：大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、八千代銀行及び東京都民銀行で合意された株式移転比率が東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下、「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、八千代銀行及び東京都民銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っており、またその義務を負うものではありません。また、八千代銀行及び東京都民銀行並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある八千代銀行及び東京都民銀行並びにこれらの関係会社の事実（偶発債務及び訴訟等を含む。）については、現在及び将来にわたり未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、提供された八千代銀行及び東京都民銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、八千代銀行及び東京都民銀行の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、東京都民銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券は、株式移転計画書に記載された八千代銀行の新株予約権付社債及び共同持株会社の新株予約権付社債について、理論価値が同一であることを前提としています。大和証券は、本株式移転が株式移転計画書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、及び株式移転計画書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が株式移転計画書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としています。なお、大和証券による株式移転比率の分析は、平成26年5月1日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

大和証券は、本株式移転の実行に関する東京都民銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを東京都民銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、法律、会計及び税務のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っており、それらの義務を負うものでもありません。本フェアネス・オピニオンは、東京都民銀行取締役会が株式移転比率を検討するための参考情報として利用すること（以下、「本作成目的」といいます。）を唯一の目的として作成されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、東京都民銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、東京都民銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、東京都民銀行の普通株主にとって株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、東京都民銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は東京都民銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される八千代銀行、東京都民銀行及び共同持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものではありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

平成26年度第1四半期のわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減が一時的に顕在化したものの、消費全体の落込みは限定的であり、また大企業を中心に景況感は底堅い状況が続きました。先行きについても経済対策による内需の下支えや、堅調な海外景気を背景とした輸出環境の改善が見込まれる等、緩やかな改善に期待が持てる状況となりました。

こうした環境のなか、当行グループ（当行及び連結子会社）の当第1四半期連結累計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金につきましては、これまで整備・強化を進めてきた営業体制をさらに進化させ、競争優位性の発揮とリスクテイク力の強化に取り組むなか、当第1四半期連結会計期間末の残高は、前連結会計年度末比（平成26年3月末比、以下同じ。）33億円増加の1兆4,311億円となりました。預金につきましては、法人預金、個人預金とも流動性預金が順調に推移し219億円増加の2兆996億円（譲渡性預金を含む）となりました。有価証券につきましては、分散投資を進めるなかで長期国債を中心に売却を進めたことで、217億円減少の6,091億円となりました。

純資産につきましては、四半期純利益の計上等により18億円増加の1,019億円となりました。

損益面につきましては、経常収益が前年同期比（以下同じ。）24億円の減収となり101億円となりました。これは、国債等債券売却益が13億円の減少となったことに加え、資金運用利回りの低下に伴い資金運用収益が5億円減少したことや、貸倒引当金戻入益の減少等その他経常収益が4億円減少したこと等によります。

一方、経常費用は、営業経費が2億円減少したほか、貸出金償却等が2億円の減少となったことから、6億円減少の82億円となりました。

この結果、経常利益は18億円減益の18億円となり、四半期純利益は11億円減益の11億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にクレジットカード業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間におきまして、国内業務部門のうち資金運用収支は主に資金運用収益の減少により、前年同期比（以下同じ。）4億円減少し68億円、役員取引等収支は、ほぼ横這いで推移し9億円、その他業務収支はその他業務収益のうち国債等債券売却益の減少により13億円減少し8億円となりました。

また、国際業務部門は、ほぼ横這いで推移しました。

以上より、連結会社間の取引を相殺消去した合計では、資金運用収支は5億円減少し66億円、役員取引等収支は9億円、その他業務収支は13億円減少し7億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	7,280	51	87	7,244
	当第1四半期連結累計期間	6,824	68	227	6,665
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	7,645	55	88	3 7,611
	当第1四半期連結累計期間	7,184	70	228	3 7,027
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	364	3	0	3 367
	当第1四半期連結累計期間	359	2	0	3 361
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	985	20	0	1,006
	当第1四半期連結累計期間	958	20	0	978
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,525	31	80	1,475
	当第1四半期連結累計期間	1,494	28	73	1,449
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	539	10	80	469
	当第1四半期連結累計期間	535	8	72	471
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	2,229	94	231	2,093
	当第1四半期連結累計期間	853	74	227	700
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	2,433	94	409	2,119
	当第1四半期連結累計期間	1,045	74	404	715
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	203	-	177	25
	当第1四半期連結累計期間	192	-	176	15

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。以下の表においても同様であります。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引につきましては、国内業務部門及び国際業務部門共にほぼ横這いで推移し、連結会社間の取引を相殺消去した合計では、役務取引等収益は14億円、役務取引等費用は4億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,525	31	80	1,475
	当第1四半期連結累計期間	1,494	28	73	1,449
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	296	-	0	295
	当第1四半期連結累計期間	290	-	0	290
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	462	28	0	490
	当第1四半期連結累計期間	454	26	0	480
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	2	-	-	2
	当第1四半期連結累計期間	2	-	-	2
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	22	-	-	22
	当第1四半期連結累計期間	27	-	-	27
うち保護預り ・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	165	-	-	165
	当第1四半期連結累計期間	166	-	-	166
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	196	-	80	116
	当第1四半期連結累計期間	187	-	72	114
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	539	10	80	469
	当第1四半期連結累計期間	535	8	72	471
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	95	10	-	106
	当第1四半期連結累計期間	94	8	-	103

(注) 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

当第1四半期連結会計期間におきまして、国内業務部門の預金残高は、主に流動性預金が前年同期比（以下同じ。）333億円増加、その他の預金が55億円増加したものの、定期性預金が391億円減少したことにより、総合計では4億円増加し2兆967億円となりました。

また、国際業務部門の預金残高は、その他の預金が13億円減少し72億円となりました。

以上により、連結会社間の取引を相殺消去した預金残高の総合計は10億円減少し2兆996億円となりました。

預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,091,188	8,576	2,620	2,097,144
	当第1四半期連結会計期間	2,090,943	7,239	2,538	2,095,644
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,086,517	-	1,218	1,085,299
	当第1四半期連結会計期間	1,119,864	-	1,608	1,118,255
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	989,392	-	1,402	987,989
	当第1四半期連結会計期間	950,269	-	930	949,339
うちその他	前第1四半期連結会計期間	15,279	8,576	-	23,855
	当第1四半期連結会計期間	20,809	7,239	-	28,049
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	5,102	-	1,550	3,552
	当第1四半期連結会計期間	5,808	-	1,850	3,958
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,096,290	8,576	4,170	2,100,696
	当第1四半期連結会計期間	2,096,751	7,239	4,388	2,099,602

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

当第1四半期連結会計期間におきまして、国内業務部門の貸出金残高は前年同期比（以下同じ。）592億円増加し1兆4,311億円となりました。

業種別では、主に金融業、保険業が270億円の増加、不動産賃貸業等が85億円の増加、各種サービス業が71億円の増加、及び情報通信業が58億円増加しました。

業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,371,934	100.00	1,431,139	100.00
製造業	121,117	8.83	120,321	8.41
農業, 林業	146	0.01	90	0.01
漁業	-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.00	-	-
建設業	79,117	5.77	79,735	5.57
電気・ガス・熱供給・水道業	5,045	0.37	5,328	0.37
情報通信業	17,316	1.26	23,158	1.62
運輸業, 郵便業	35,641	2.60	36,679	2.56
卸売業, 小売業	122,389	8.92	122,163	8.54
金融業, 保険業	71,926	5.24	99,016	6.92
不動産取引業(注)	123,040	8.97	128,632	8.99
不動産賃貸業等(注)	236,694	17.25	245,241	17.14
物品賃貸業	28,648	2.09	27,413	1.91
各種サービス業	110,901	8.08	118,093	8.25
地方公共団体	54,196	3.95	57,160	3.99
その他	365,749	26.66	368,099	25.72
国際業務部門	-	-	-	-
卸売業, 小売業	-	-	-	-
合計	1,371,934		1,431,139	

(注) 不動産取引業とは不動産取引の免許を有する業者による不動産業であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者による賃貸業等であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当行グループの事業及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,522,991	15,522,991	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
新株予約権付社債 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等)(注)				無担保転換 社債型新株 予約権付社債50 億円
計	15,522,991	15,522,991		

(注) 新株予約権付社債は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、その内容は以下のとおりであります。
 新株予約権付社債は、当初転換価額(5,344.9円)の70%を下限(3,741.4円)に転換価額が下方のみ修正される定めとなっております。平成23年9月30日の修正日に当行普通株式の時価が下限の価額を下回ったことから、新株予約権付社債の転換価額は3,741.4円に修正されました。これにより、新株予約権付社債において転換請求があった場合には普通株式が1,336,398株増加します。
 当行の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。
 また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権等はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	15,522.99	-	43,734	-	32,922

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前基準日である平成26年3月31日の株主名簿に基づき記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式657,800 (注1)	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式14,269,900 (注1,2)	142,699 (注3)	
単元未満株式	普通株式595,291	-	
発行済株式総数	15,522,991	-	
総株主の議決権		142,699	

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の「株式数(株)」には、財務諸表及び連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式19,400株は含まれておりません。

なお、従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式19,400株は「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」に含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数(株)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。

3. 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数(個)」には、株式会社証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社八千代銀行	新宿区新宿五丁目 9番2号	657,800	-	657,800	4.23
計		657,800	-	657,800	4.23

(注) 「自己名義所有株式数(株)」及び「所有株式数の合計(株)」には、財務諸表及び連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する当行株式19,400株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
現金預け金	62,149	137,569
コールローン及び買入手形	44,661	36,330
買入金銭債権	2,438	2,225
商品有価証券	342	334
金銭の信託	27	65
有価証券	630,926	609,130
貸出金	1,427,828	1,431,139
外国為替	3,145	3,186
その他資産	6,042	17,822
有形固定資産	30,408	30,309
無形固定資産	1,915	1,762
繰延税金資産	7,422	6,795
支払承諾見返	4,215	3,847
貸倒引当金	13,857	13,477
資産の部合計	2,207,664	2,267,043
負債の部		
預金	2,076,396	2,095,644
譲渡性預金	1,300	3,958
債券貸借取引受入担保金	-	30,467
借入金	170	170
外国為替	7	1
新株予約権付社債	5,000	5,000
その他負債	9,848	16,974
賞与引当金	898	235
退職給付に係る負債	6,190	5,258
睡眠預金払戻損失引当金	566	566
再評価に係る繰延税金負債	2,961	2,961
支払承諾	4,215	3,847
負債の部合計	2,107,553	2,165,087
純資産の部		
資本金	43,734	43,734
資本剰余金	32,922	32,929
利益剰余金	23,573	24,672
自己株式	1,759	1,734
株主資本合計	98,471	99,602
その他有価証券評価差額金	2,124	2,777
繰延ヘッジ損益	16	16
土地再評価差額金	341	341
退職給付に係る調整累計額	910	851
その他の包括利益累計額合計	1,537	2,251
少数株主持分	101	102
純資産の部合計	100,110	101,956
負債及び純資産の部合計	2,207,664	2,267,043

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
経常収益	12,556	10,105
資金運用収益	7,611	7,027
(うち貸出金利息)	5,790	5,591
(うち有価証券利息配当金)	1,699	1,310
役務取引等収益	1,475	1,449
その他業務収益	2,119	715
その他経常収益	1,349	912
経常費用	8,855	8,238
資金調達費用	367	361
(うち預金利息)	335	326
役務取引等費用	469	471
その他業務費用	25	15
営業経費	7,289	6,993
その他経常費用	2,702	2,396
経常利益	3,701	1,866
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	2	2
固定資産処分損	2	2
税金等調整前四半期純利益	3,698	1,863
法人税、住民税及び事業税	1,400	692
法人税等調整額	2	-
法人税等合計	1,398	692
少数株主損益調整前四半期純利益	2,300	1,171
少数株主利益	2	4
四半期純利益	2,297	1,167

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,300	1,171
その他の包括利益	4,594	713
その他有価証券評価差額金	4,597	652
繰延ヘッジ損益	3	0
退職給付に係る調整額	-	59
四半期包括利益	2,294	1,884
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,296	1,880
少数株主に係る四半期包括利益	2	3

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の債券利回りを基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が585百万円減少し、利益剰余金が377百万円増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ61百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

税金費用の処理

当行及び連結子会社の税金費用は、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることで算定しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
破綻先債権額	689百万円	860百万円
延滞債権額	51,413百万円	50,457百万円
3ヵ月以上延滞債権額	24百万円	71百万円
貸出条件緩和債権額	4,565百万円	3,795百万円
合計額	56,693百万円	55,186百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
貸倒引当金戻入益	497百万円	262百万円
償却債権取立益	147百万円	190百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
貸出金償却	307百万円	150百万円
株式等償却	58百万円	-百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	480百万円	429百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	446	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	第1種優先株式	450	300	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注) 平成25年6月27日定時株主総会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOPが所有する株式に対する配当金2百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の変動に関する事項

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高(百万円)	43,734	32,922	33,533	1,854	108,336
当第1四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)					
剰余金の配当			894		894
四半期純利益(累計)			2,297		2,297
自己株式の取得(注)				15,013	15,013
自己株式の処分		6		34	40
自己株式の消却(注)		15,000		15,000	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		14,993	14,993		-
当第1四半期連結会計期間末までの 変動額(累計)合計	-	-	13,590	20	13,569
当第1四半期連結会計期間末残高 (百万円)	43,734	32,922	19,943	1,833	94,767

(注) 当第1四半期連結累計期間の株主資本の金額の主な変動は、平成25年5月21日付で、第1種優先株式の発行済株式の全株式(1,500,000株)を取得及び消却したことによるものであります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

1. 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	445	30	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

（注）平成26年6月27日定時株主総会の決議に基づく普通株式の配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOPが所有する株式に対する配当金0百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2参照)。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
(1) 現金預け金	62,149	62,149	-
(2) コールローン及び買入手形	44,661	44,661	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	342	342	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	279,130	287,409	8,279
其他有価証券	348,129	348,129	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,427,828 13,716		
	1,414,111	1,417,472	3,360
資産計	2,148,524	2,160,163	11,639
(1) 預金	2,076,396	2,076,354	42
負債計	2,076,396	2,076,354	42
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(20)	(20)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(25)	(25)	-
デリバティブ取引計	(46)	(46)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

当第1四半期連結会計期間（平成26年6月30日）

科目	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
(1) 現金預け金	137,569	137,569	-
(2) コールローン及び買入手形	36,330	36,330	-
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	334	334	-
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	278,147	287,756	9,608
其他有価証券	327,512	327,512	-
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,431,139 13,320		
	1,417,819	1,429,222	11,403
資産計	2,197,714	2,218,726	21,011
(1) 預金	2,095,644	2,095,487	157
(2) 債券貸借取引受入担保金	30,467	30,467	-
負債計	2,126,112	2,125,955	157
デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	61	61	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(24)	(24)	-
デリバティブ取引計	37	37	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券については、日本証券業協会が発表する売買参考統計値及びJS PRICE等の公表価格によっております。

(4) 有価証券

債券は日本証券業協会が発表する売買参考統計値、JS PRICE又は取引金融機関から提示された価格等により行っています。

債券のうち自行保証付私募債は、内部格付、保証割合及び残存期間等を基に、将来のキャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

株式については取引所の価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の債務者区分、担保や保証の有無に基づいて分類し、個別口座ごとのキャッシュ・フローを分類に応じた信用リスクを市場金利に加えたもので割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結決算日（連結決算日）における四半期連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、四半期連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
非上場株式(1)(2)	1,732	1,683
組合出資金(3)	1,934	1,786
合 計	3,666	3,470

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(2) 前連結会計年度において、非上場株式について、減損処理は行っていません。
前第1四半期連結累計期間において、非上場株式について、減損処理は行っていません。
当第1四半期連結累計期間において、非上場株式について、減損処理は行っていません。

(3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。
2. 四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	168,135	172,745	4,609
地方債	27,037	28,165	1,127
社債	80,957	83,490	2,533
外国証券	3,000	3,008	8
合計	279,130	287,409	8,279

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	168,179	173,651	5,472
地方債	27,012	28,245	1,233
社債	77,956	80,821	2,865
外国証券	5,000	5,037	37
合計	278,147	287,756	9,608

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	取得原価 (償却原価) (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額（百万円）
株式	9,575	10,752	1,176
債券	317,624	319,079	1,454
国債	140,597	140,455	141
地方債	39,412	39,652	240
社債	137,615	138,972	1,356
その他	30,645	30,735	90
合計	357,846	360,567	2,721

当第1四半期連結会計期間（平成26年6月30日）

	取得原価 (償却原価) (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額（百万円）
株式	9,397	10,778	1,380
債券	294,469	296,593	2,124
国債	100,032	100,189	157
地方債	31,227	31,547	319
社債	163,209	164,856	1,647
その他	32,110	32,366	255
合計	335,978	339,738	3,760

（注） その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を第1四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式46百万円であります。

前第1四半期連結累計期間における減損処理額は、株式58百万円であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、ありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。

また、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄については、発行会社の信用状況や過去1年間の時価平均等を勘案して「著しく下落した」と判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理をすることとしております。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計が適用されているため記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	6,562	20	20
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
合 計			20	20

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	12,679	64	64
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
合 計			64	64

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

(3) 株式関連取引
前連結会計年度(平成26年3月31日)
該当ありません。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	153	151	2
	株式指数オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプション	-	-	-
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
合 計			151	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	155.15	78.60
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	2,297	1,167
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	2,297	1,167
普通株式の期中平均株式数	千株	14,810	14,847
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	126.13	73.18
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	16	17
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	16	17
普通株式増加数	千株	3,539	1,336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 5 日

株式会社八千代銀行

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	柴	毅
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤	嘉 昭
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林	尚 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。